

# データサイエンスの実務 に役立つ法務ノウハウ

1

べんごしkitten

その AI、訴えられますか？

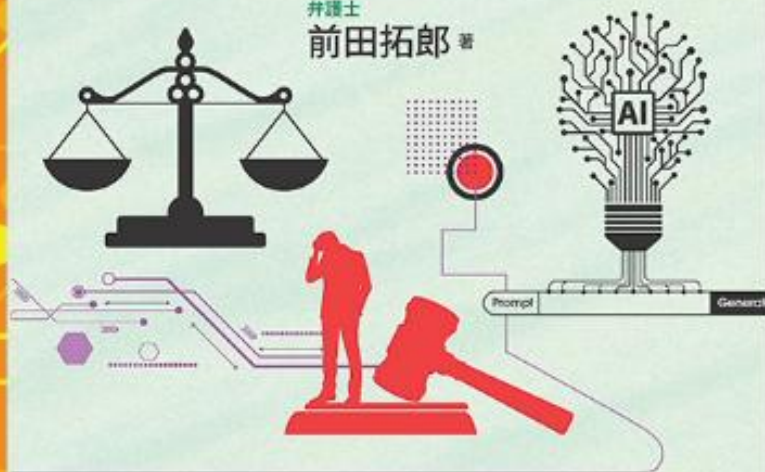
前田拓郎 弁護士  
in VRChat

私の初出版本が出ます！  
# 生成 AI 法務の教科書

# 生成AI開発・運用 のための 法務の教科書

——そのAI、訴えられますか？——

弁護士  
前田拓郎 著



オーム社

# 本日のテーマ

1. 学習データに関する法律上の注意点
2. 学習モデルの構築と知的財産権
3. 機械学習と個人情報
4. 機械学習プロジェクトを行う際に最低限チェックすべき法務ポイント
5. 分からないときの相談先

# 1. 学習データに関する法律上の注意点

- **学習データの収集と著作権法第30条の4**
- **・原則：** 日本の著作権法（第30条の4）では、情報解析（機械学習）目的であれば、原則として著作権者の許諾なく著作物を利用（複製等）できる。
- **・要件：** 「思想または感情を自ら享受しまたは他人に享受させることを目的としない」場合であること。
- **・意義：** イノベーション促進のため、営利目的の学習や、第三者への学習用データセット提供も適法とされる柔軟な規定。
- **・引用資料：** 本書 p.25-26, p.112

# 1. 学習データに関する法律上の注意点

- 日本の著作権法は平成30年改正により柔軟な権利制限規定の一つとして、思想感情の享受を目的としない態様での利用行為を適法とする規定が創設された(第30条の4)。

(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

第三十条の四 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合

二 情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。）の用に供する場合

三 前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用（プログラムの著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。）に供する場合

# 1. 学習データに関する法律上の注意点

- 権利制限の例外（ただし書に注意）
  - • **例外規定**：「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」は、30条の4が適用されず、許諾が必要となる。
  - • **具体例**：「AI学習用」として有償で販売されているデータセットを、購入せずに無断で複製して学習する場合など。
  - • **対応**：将来の販売予定が推認される場合も含め、有償データのライセンス契約が必要か確認する。
  - • **引用資料**：本書 p.112, 178

# 1. 学習データに関する法律上の注意点

- **Webスクレイピングと技術的制限の遵守**
- **• robots.txtの尊重**： Webサイト管理者がクローラーへのアクセスを拒否する措置（robots.txt等）を講じている場合、これを尊重すべきである。
- **• 利用規約の確認**： Webサイトの利用規約（Terms of Service）でスクレイピングが禁止されている場合、契約違反となるリスクがある。
- **• 引用資料**： 本書 p.115, 180

# 1. 学習データに関する法律上の注意点

- **特定のクリエイター作品の集中学習（特化型AI）**
- **・ 享受目的の併存：** 特定のクリエイターの作品のみを集中学習させ（LoRA等）、その作風を模倣した生成物を出力させることを目的とする場合、「享受目的」があると判断される可能性がある。
- **・ 法的評価：** この場合、30条の4が適用されず、著作権侵害となるリスクが高いため、権利者の許諾が必要となる。
- **・ 引用資料：** 本書 p.27, 108

# 1. 学習データに関する法律上の注意点

- **学習データのトレーサビリティ確保**
- **・記録の重要性：** どのデータセットを利用したか、どのような収集ポリシー（クローリング日時、URL等）で行ったかを記録・保存する。
- **・目的：** 著作権侵害の訴えがあった際に、適法な学習であったこと（30条の4の要件充足）や、依拠性の不存在を立証するために不可欠である。
- **・引用資料：** 本書 p.115, 169

## 2. 学習モデルの構築と知的財産権

- **学習済みモデル・パラメータの法的性質**
- **・著作物性：** 学習済みパラメータ（係数データ）自体は、通常、人の「思想感情の創作的表現」とは言えず、著作物として保護されない可能性が高い。
- **・保護手段：** 不正競争防止法上の「営業秘密」または「限定提供データ」として管理・保護するのが一般的である。
- **・引用資料：** 本書 p.39

## 2. 学習モデルの構築と知的財産権

- **学習用プログラム・ソースコードの権利**
- **・プログラムの著作物**：モデルを構築するためのソースコードや学習用プログラムは、著作物として保護され得る。
- **・OSSの利用**：オープンソースソフトウェアを利用する場合、ライセンス条件（コピーレフト等）に注意が必要。
- **・引用資料**：本書p66以下

## 2. 学習モデルの構築と知的財産権

- **AI生成物の著作物性**
- • **判断基準**： AIを利用して生成されたものが著作物と認められるには、人間の「創作的寄与（創作意図＋創作的行為）」が必要。
- • **現状の解釈**： 単に短いプロンプトを入力しただけで生成されたものは、著作物性が否定される（パブリックドメインとなる）可能性が高い。
- • **引用資料**： 本書p.98-99

## 2. 学習モデルの構築と知的財産権

- AI生成物による権利侵害（類似性と依拠性）
- ・ **侵害要件**： 既存の著作物と「類似」しており、かつ「依拠（もとにして作成）」している場合に侵害となる。
- ・ **依拠性の推認**： AI利用者が既存著作物を知らなくても、学習データに含まれていた場合、依拠性が推認されるリスクがある。
- ・ **引用資料**： 本書 p.98-100

## 2. 学習モデルの構築と知的財産権

- 開発契約における権利帰属
- ・ **権利の綱引き**：ユーザー（データ提供側）とベンダー（開発側）で、成果物（学習済みモデル等）の権利をどう配分するか契約で定める必要がある。
- ・ **対応**：権利の帰属そのものに固執せず、利用条件（独占・非独占、二次利用可否など）を細かく設定することが推奨される。
- ・ **引用資料**：本書 p.61, 296以下

## 3. 機械学習と個人情報

- **学習データと個人情報保護法**
- **・原則：** 個人データを含むデータを学習させる場合、原則として利用目的の特定と本人同意が必要となる場合がある（第三者提供制限など）。
- **・注意点：** 変更が容易でない学習済みモデルに個人情報が取り込まれると、削除請求への対応が困難になるリスクがある。
- **・引用資料：** 本書 p.156以下, 182

## 3. 機械学習と個人情報

- **入力データ（プロンプト）のリスク管理**
- **・機密・個人情報の入力：** 生成AIサービス（ChatGPT等）に入力したデータが、サービス提供者側で学習に利用される設定になっている場合、情報漏洩や目的外利用のリスクがある。
- **・対策：** オプトアウト設定（学習に利用させない設定）の活用や、入力データのマスキングを行う。
- **・引用資料：** 本書 p.162-163

## 4. 機械学習プロジェクトを行う際に最低限チェックすべき法務ポイント

- 開発フェーズのチェックリスト
  - ・ **データ収集**：データの取得元は適法か？ 利用規約違反はないか？
  - ・ **権利関係**：学習データに個人情報や他人の著作物が含まれている場合の処理方針は決まっているか？
  - ・ **契約**：成果物の権利帰属や、秘密保持契約（NDA）は締結済みか？
  - ・ **引用資料**：本書 p.57以下

## 4. 機械学習プロジェクトを行う際に最低限チェックすべき法務ポイント

- 運用フェーズのチェックリスト
  - ・ **出力管理**：生成物が既存の著作物に類似しないようフィルタリング等の措置を講じているか？
  - ・ **規約整備**：ユーザー向けの利用規約やプライバシーポリシーで、免責事項や禁止事項（権利侵害行為の禁止等）を定めているか？
  - ・ **インシデント対応**：権利侵害や情報漏洩が発生した際の対応フロー（削除、停止、報告）は決まっているか？
  - ・ **引用資料**：初校PDF p.117以下

## 5. 分からないときの相談先

- ・ **社内リソース**： 法務部門、知的財産部門、コンプライアンス担当部署。
- ・ **外部専門家**： AI・IT法務に詳しい弁護士、弁理士。
- ・ **公的情報**： 経済産業省、文化庁、個人情報保護委員会のガイドラインやQ&Aを参照する。
- ・ **引用資料**： 本書 p.4－5

## (閑話休題) 案内・宣伝

・生成AIを利用した制作行為においては、「AIを使ったかどうか」ではなく、「その制作過程を後から説明できるかどうか」が、企業案件において非常に重要になります。

⇒実際に、企業案件を受けて制作された成果物について、類似性の指摘を受けた権利者から問い合わせが来たSNS上で炎上したといった場面においては、制作物そのものよりも、制作プロセスの合理性が問題となることが少なくありません。

⇒ただし、この制作プロセスの整理は、一律の正解があるものではなく、どのAIツールを使用したかどのような参考資料を入力したか企業からどのような指示があったか過去作品との関係性など、個々の案件ごとに評価すべき事情が異なります。

そのため、本日の内容も、あくまで一般的な整理に留まります。もし、現在進行中の企業案件AIを用いた制作の受注予定自身の過去作品との関係性などについて、「この進め方で問題ないのか」という点が気になる場合には、個別の事情を踏まえた上での検討が必要になります。本日まで参加いただいた方に限り、ご自身の制作案件について、生成AI利用に関する法的リスクの整理を行う個別相談の機会をご案内しておりますので、必要に応じてご利用ください。

# 生成AI開発・運用のための法務の教科書

## —そのAI、訴えられませんか？—



著者 : 前田 拓郎 著

定価 : 3,300円 (本体3,000円+税)

判型 : A5

頁 : 336頁

ISBN : 978-4-274-23403-3

発売日 : 2025/11/10

発行元 : オーム社



その AI、訴えられますか？

買ってね！

前田拓郎 弁護士  
in VRChat

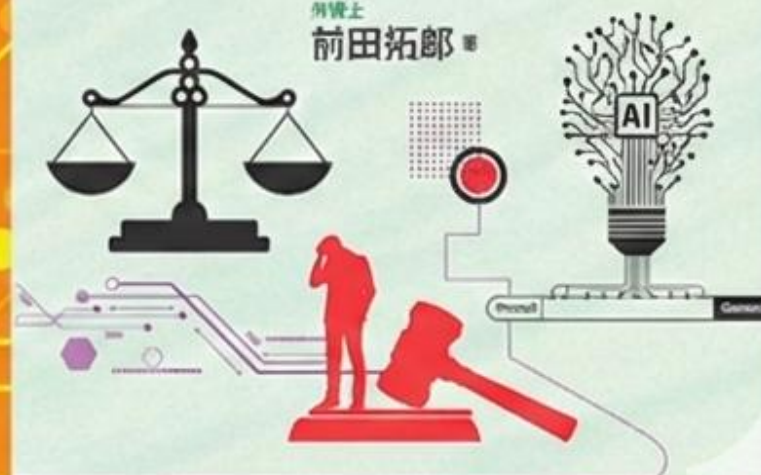
買ってね！

の初出版本が出ます！  
生成 AI 法務の教科書

# 生成AI開発・運用 のための 法務の教科書

——そのAI、訴えられますか？——

弁護士  
前田拓郎 著



オーム社

ご視聴ありがとうございました。

